

いすみ市業務継続計画（BCP）

[地震対策編]



令和8年4月

い す み 市

目 次

第1章	基本的な考え方	1
第2章	計画の基本方針	4
第3章	計画の対応方針	5
第4章	被害想定	6
第5章	業務継続体制及び資源の確保	12
第6章	非常時優先業務	30
第7章	業務継続マネジメント（BCM）	40

第1章 基本的な考え方

1 計画の目的

この計画は、新元禄地震モデルクラスの大規模な災害が発生した時において、市が被災者・被災地の応急・復旧活動を行う一方で、通常の行政サービスについても継続すべき重要なものは一定レベルを確保するとともに、業務全般の早期復旧を図るために、あらかじめ対策を立てるものである。

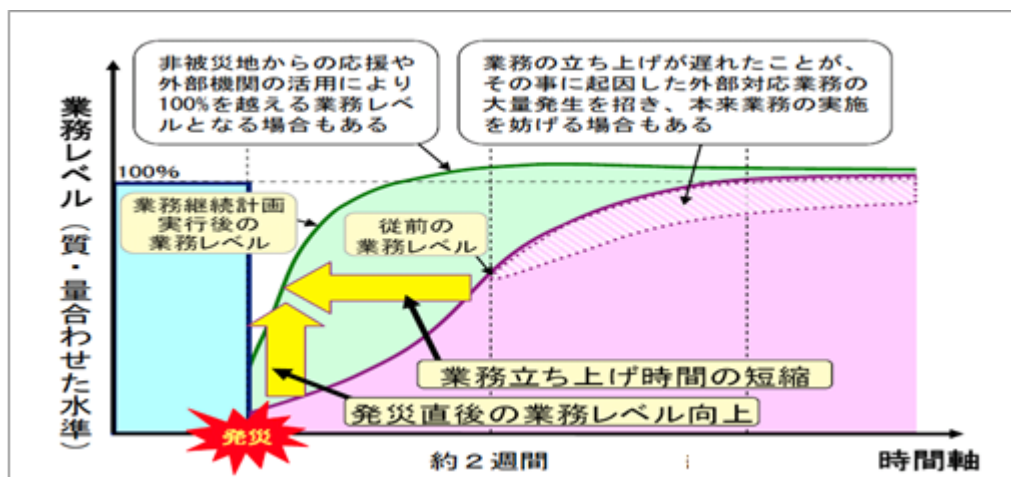
地震災害時に市が有する資源を最大限有効活用して、市民の生命、身体及び財産を守ることがこの計画の目的である。

市は、大規模災害等の非常事態の発生によって施設等に被害が発生し、あるいは利用しているライフライン施設が被災し、中断すれば社会的に重大な影響を与える恐れのある重要な業務については、継続する必要がある。

そのため、あらかじめ非常事態発生時において優先的に行う必要のある業務を選定した上で、非常事態が発生した場合の人員、物資、ライフライン等利用可能な資源が大幅に制約された状況下においても、当該業務の遂行のために必要な資源を優先的に確保できる体制を整備しておく必要がある。

このような業務の選定、資源の確保等について計画として定めたものが「業務継続計画」(Business Continuity Plan (BCP) という)である。

【業務継続計画導入による早期復旧のイメージ】



2 計画の効果

あらかじめ非常時優先業務を選定することにより、発災直後から災害応急対策業務への迅速な取り組み。また、通常業務での行政サービスの質の低下を最小限とすることが可能となる。

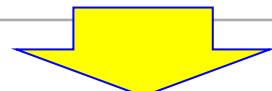
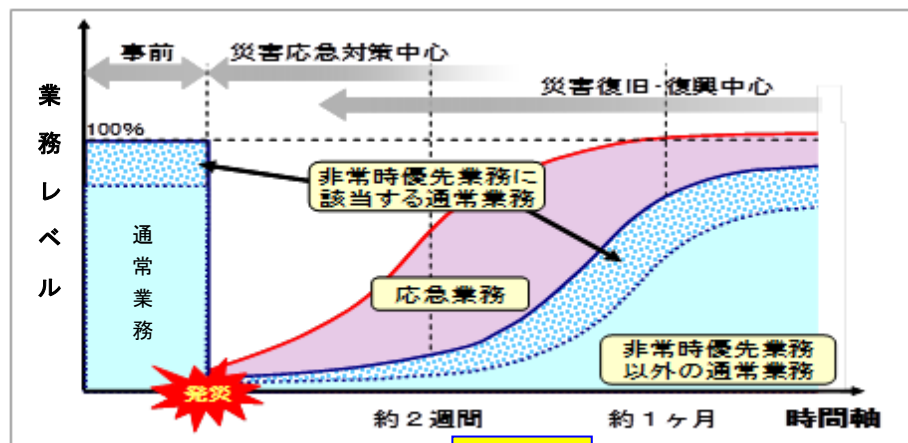
大規模災害が発生した場合、市庁舎においても様々な障害が発生するため通常業務が一旦中断する可能性が高く、業務継続計画を策定していない場合には多数ある通常業務の中からどの業務を継続するかをその場で判断しつつ、可能な範囲で継続していかなければならない。さらに、応急対応的に行うべき業務が膨大に増加してしまうことに伴う業務効率の低下により、行政サービスの質の低下を招く可能性がある。

一方、業務継続計画を策定し、非常時に行うべき業務を明確にすることで、発災直後から応急対策業務に速やかに取り掛かることが可能となる。

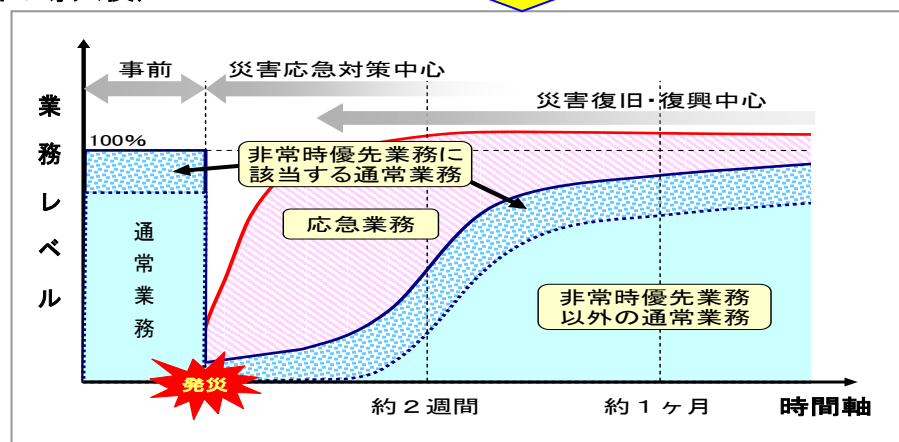
また、中断せざるを得ない通常業務を明確にし、非常時の業務遂行態勢を迅速に整えることができ、発災により低下する行政サービスの質を効率よく回復することが可能となる。

【業務種別の発災後の業務量推移イメージ】

(業務継続計画の導入前)



(業務継続計画の導入後)



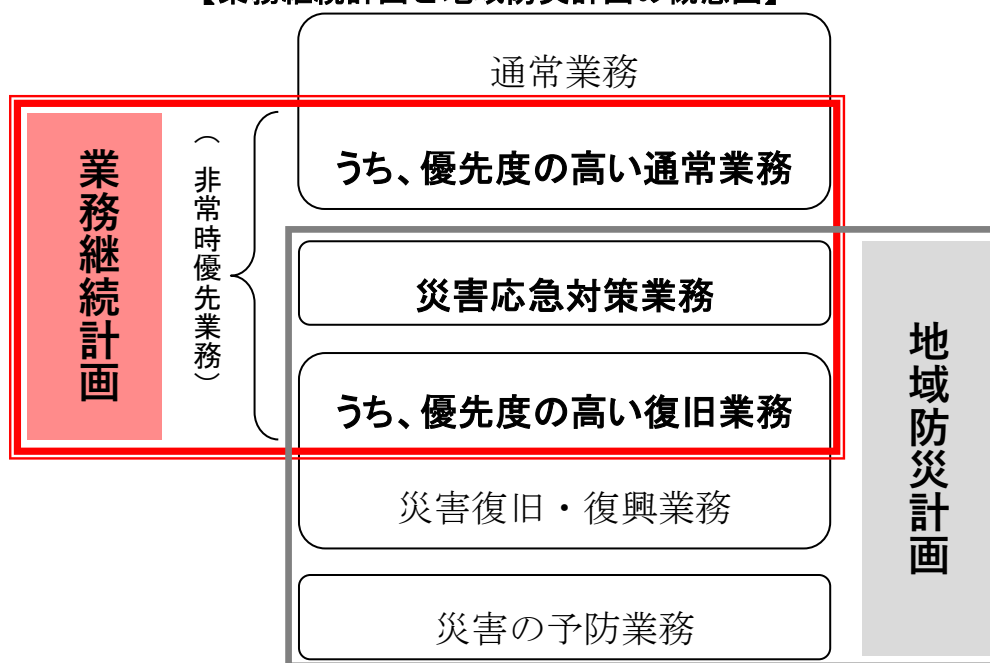
★業務立ち上げ時間の短縮 ★発災直後の業務レベルの向上

3 計画の位置付け（業務継続計画と地域防災計画との関係）

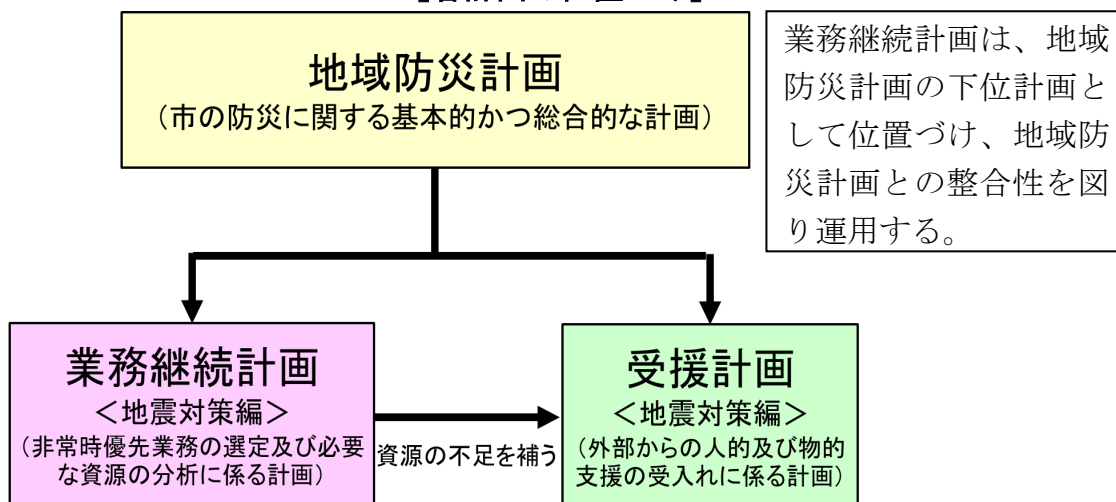
地域防災計画—地震・津波対策編—は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に、市民の生命、身体及び財産を守るため、市が災害の予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき業務について定めた基本的な計画である。

一方、業務継続計画は、市の機関が被災したことにより機能が低下し利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下において、市が行う「非常時優先業務」（下図参照）を継続、早期復旧するために必要な資源の確保、配分や指揮命令系統の明確化等の必要な対策を事前に検討し、緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善に主眼を置いている計画である。

【業務継続計画と地域防災計画の概念図】



【各計画の位置づけ】



【業務継続計画と地域防災計画の違い】

	業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨	・発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画(実効性の確保)	・地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画
行政の被災	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。	・行政の被災は、特に想定する必要がない。
対象業務	・非常時優先業務を対象とする(災害応急対策業務等だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)。	・災害対策に係る業務(予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務)を対象とする。
業務開始目標時間	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある(必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する)。	・一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	・業務に従事する職員の飲料水、食料、トイレ等の確保等について検討の上、記載する。	・業務に従事する職員の飲料水、食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。

引用：内閣府「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」

第2章 計画の基本方針

- 1 大規模災害から市民等の生命・身体及び財産を守る。
- 2 市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧に努める。
- 3 業務継続のために必要な体制をとり必要な資源を最大限有効に活用する。

第3章 計画の対応方針

- 1 大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施する。中でも、応急対策業務は最優先で実施する。
- 2 非常時優先業務の実施に必要なとなる人員や資機材の資源の確保・配分は、全庁で横断的に調整する。
- 3 非常時優先業務の実施に必要なとなる人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。
- 4 決定権限者及び計画の指揮命令系統

この計画では、大規模災害時に責任者の安否が不明の場合であっても、迅速かつ適切に意思決定するため、あらかじめ以下のとおり事案決定の代行順序を定める。

【決定権限順位表】

いすみ市 災害対策 本部機構 決定権限	災害対策本部長※の職務代理者の順序 (災害対策本部組織順位とする。)	第1順位 副市長 第2順位 教育長 第3順位 危機管理課長 第4順位 総務課長
------------------------------	---------------------------------------	--

※ 災害対策本部は市長が設置し、災害対策本部長となる。

- 5 計画の発動、適用期間及び終結
 - (1) 計画の発動基準

この計画は、以下に述べる災害の事象に伴って発動する。

ア 地震 震度6弱以上
市内に震度6弱以上の地震が発生したとき、本計画を自動発動する。

イ 地震 震度5強以下
災害対策本部長が必要と認めたとき、災害対策本部長宣言によって、本計画を発動する。
 - (2) 計画の適用期間

発災から1か月間を基準とし、必要があるときは災害対策本部長が期間を延長する。
 - (3) 計画の終結

災害応急対策が概ね完了したと災害対策本部長が認めた時に、本計画の終結を宣言するものとする。その時点をもって、非常時の業務継続体制を解除する。

第4章 被害想定

1 想定条件

内閣府の「地震被害想定支援マニュアル」を用いて震度6強の揺れが平日冬の夕刻18時に発生したと想定している。

2 インフラ復旧状況の想定

電力3日間停止、水道1週間停止、電話（外線）1週間輻輳するものと想定している。細部は地震災害時の時系列ごとの災害シナリオを参照すること。

項目	想定する状況	
電力	3日間停止	2週間後：多くが復旧 1か月後：ほぼ復旧
水道	1週間停止	2週間後：大半復旧 1か月後：ほぼ復旧
電話	1週間輻輳	2～3日後：多くが復旧 1週間後：ほぼ復旧

3 市域の被害想定

市域の被害想定	
想定項目	新元禄地震モデル
最大震度	震度6強
全壊・焼失棟数	約7,871棟
死者数	約633人
避難者数	約5,000人
最大津波高	約9.9m

(出典：いすみ市地域防災計画)

【震度6強の揺れで発生する現象や被害の状況】

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況	人の体感・行動	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
	屋内の状況	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
	屋外の状況	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
木造建物(住宅)の状況	木造建物(住宅) (耐震性が高い)	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
	木造建物(住宅) (耐震性が低い)	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
鉄筋コンクリート造建物の状況	鉄筋コンクリート造建物 (耐震性が高い)	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
	鉄筋コンクリート造建物 (耐震性が低い)	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
地盤・斜面等の状況	地盤の状況	大きな地割れが生じることがある。
	斜面等の状況	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
ライフライン・インフラ等への影響	ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動しガスの供給を停止する。
	断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
	鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる)
	電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(輻輳)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
	エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

出典：「気象庁震度階級関連解説表」(平成21年3月気象庁)

4 地震災害時の時系列ごとの災害シナリオ

被害想定から被害状況を「建物・人的被害」「土木施設被害・その他」の項目ごとに時系列に整理した災害シナリオを以下（全体）に示した。

また、「ライフライン被害」についてライフラインの種類別に時系列にとりまとめた災害シナリオも以下（ライフライン機能）に示した。

【全体（その1）】

時系列	自然現象等	建物被害	人的被害
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の広い範囲で震度6弱から震度6強の揺れを観測 ●市域外でも、県の北西部、北東部、南部を中心に強い揺れを観測 ●崖崩れの発生（市内土砂災害警戒区域等は1549区域） ●状況により津波が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●強い揺れや崖崩れ等により建物被害が発生 ●庁舎の倒壊は免れるが、室内は天井等の落下・食器類等の転倒、窓ガラス飛散などで乱雑な状態 ●津波が発生した場合、沿岸部は津波の浸水被害が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●全壊家屋の下敷きになる要救助者が多数発生 ●エレベーターの停止によって閉じ込められる者が発生 ●津波が発生した場合、津波に巻き込まれた要救助者が多数発生
～1日	<ul style="list-style-type: none"> ●震度3～4の余震が頻発 ●余震による崖崩れ等の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●余震により、建物が全半壊する恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ●救助・救急活動が混乱し難航 ●ライフライン・交通施設障害のため、一人暮らしを含む在宅医療者へのケアが著しく困難 ●負傷者からの助けを求める声が殺到
～3日	<ul style="list-style-type: none"> ●継続的に余震が発生 ●余震による崖崩れ等の発生 ●強い降雨が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●電力が復旧した地域内で通電火災が発生する可能性 ●余震や降雨により、2次災害が発生し、建物が全半壊する恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅の被害、ライフライン機能停止等により、避難所へ多くの者が避難 ※避難所生活者数は、3日後～1週間後がピークとなる
～1・2週間	<ul style="list-style-type: none"> ●断続的に余震が発生 ●余震による崖崩れ等の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●依然として、余震や降雨により、2次災害が発生し、建物が全半壊する恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所生活が本格化 ●避難所生活者の身体的・精神的疲労が蓄積し、発病もしくは病状が悪化
～1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ●徐々に余震が減少 	<ul style="list-style-type: none"> ●依然として、余震や降雨などにより、2次災害が発生し、建物が全半壊する恐れ ●建物被害等により、多くの震災廃棄物が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅の被害が軽微である人は、避難所を退去し、避難所生活者が徐々に減少

【全体（その2）】

時系列	土木施設等被害	その他
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ●道路被害等により、消防による消火・救助活動に支障 ●緊急輸送道路等が緊急交通路として指定され、警察によって通行規制 ●揺れや崖崩れ等により、砂防、治山、ため池等において施設の損傷が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路通行支障により現場への急行が困難となる可能性が高く、発災直後の消火・救出・救命活動は、地域住民自らの力が主軸となる ●医療機関でも被災、または停電・断水により、通常診療の継続が困難となる ●災害対策本部が設置され、情報収集を開始
～1日	<ul style="list-style-type: none"> ●道路被害等により埋設管の被害調査に支障 ●各所の道路啓開・応急復旧作業が競合、実働部隊が絶対的に不足 ●鉄道は、多大な被害、停電事情、道路事情により、現場確認・復旧工事は難航 	<ul style="list-style-type: none"> ●多数の負傷者が被災地内の病院・診療所へも搬送され、診療環境が厳しくなる中、トリアージを余儀なくされる ●ライフライン支障により、入院患者のうち相当数が被災地外医療機関への移送が必要 ●電力・水道・通信等のライフライン支障が生じている避難所が多数あり ●避難所となる施設の管理者や職員の数不足し、増加する避難者のニーズに応じることが困難
～3日	<ul style="list-style-type: none"> ●各所の道路啓開・応急復旧作業が競合、実働部隊が絶対的に不足 ●ヘリコプターの輸送を検討 ●TEC-FORCE※の派遣を受け2次災害が想定される箇所への応急復旧を実施 ※TEC-FORCE (Technical Emergency Control Force) とは、国土交通省の「緊急災害対策派遣隊」の通称 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急消防援助隊、自衛隊、警察災害派遣隊、DMAT※等による救出・救護活動が本格化 ●備蓄物資等の各避難所へ搬送開始 ●随時、被害・復旧情報の広報リリース ●ライフライン・交通施設被害復旧見込みについての情報収集・調整 ●災害ボランティアが被災地へ入り始め、社会福祉協議会等が中心となり受け入れ調整を実施 ●各自治体間の人的・物的応援調整 ※DMAT (Disaster Medical Assistance Team) 災害医療支援チーム
～1・2週間	<ul style="list-style-type: none"> ●主要道路の啓開・応急工事が進行し、各種の復旧・支援活動が本格化 ●道路啓開等に引き続き、緊急性の高い箇所から応急対策工事の着手 	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフラインの優先復旧が実施された被災地内の病院機能が回復 ●災害ボランティア活動が本格化 ●被災者の生活再建支援継続 ●物流機能がほぼ回復、日常的な生活物資入手が可能
～1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ●被災地の細街路を含め、一定の通行確保は完了 ●大規模被害箇所については、通行止め箇所・片側交互通行箇所も多数残存 ●鉄道は、ほぼ全線において運転が再開 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国自治体からの職員派遣の応援を受け、本復旧工事準備 ●倒壊建物等撤去に伴い、震災廃棄物の処理が本格化 ●応急仮設住宅の建設が本格化

【ライフライン機能（その1）】

時系列	通信（固定電話）	通信（携帯電話）	水 道
発災直後	<p>発生直後に、通信回線が被災し、一部でつながりにくい状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ●回線の被災の他、輻輳による影響も発生することが想定される ●停電に伴い、固定電話、FAX 等が使用不能 ●自家発電設備を有する防災・医療関係機関においても、通信回線・施設被害、連絡相手先の状況により、通信・情報収集困難 ●電柱の折損被害が多発、埋設通信線の被害は限定的 ●災害伝言ダイヤル（171）の運用が開始 	<p>発生直後に、基地局を設置している建物に著しい被害が生じ、一部でつながりにくい状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電柱・建物被害に伴い、携帯電話のアクセス回線、基地局中継伝送路の一部で機能喪失 ●通信システムの完全機能喪失を防止するための発信・受信規制措置により一般の通信困難 ●パケット通信規制によりメール配信障害・遅延も発生 ●災害用伝言版の運用が開始 	<p>発生直後に、配水管等に被害が生じ、断水が市内ほぼ全域に及ぶ状態</p>
～1日	<p>通信不能となっている被災回線は、不能のままの状態</p>	<p>基地局を設置している建物に著しい被害が生じ、一部でつながりにくい状態</p>	<p>断水が市内ほぼ全域に及ぶ状態は、解消されていない状態</p>
～3日	<p>通信不能となっている被災回線は、不能のままの状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ●輻輳状態は概ね解消 	<p>一部でつながりにくい状態となっていたが、周辺局によるエリア救済や車載型移動基地局装置による救済が実施され、短期間で復旧</p>	<p>復旧に向け、体制整備を図るが、市内ほぼ全域に及ぶ断水状態は、解消されていない状態</p>
～1・2週間	<p>通信不能となっている被災回線は、不能のままの状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ●輻輳状態は概ね解消 	/	<p>復旧活動が開始され、徐々に断水が解消されるが、依然として断水状態</p>
～1ヶ月	<p>通信不能となっていた被災回線は概ね解消</p>	/	<p>時間の経過とともに、ほとんどの断水が解消される。発生後、約1～2ヶ月で、市内全域の断水が解消</p>

【ライフライン機能（その2）】

時系列	電 力	ガ ス
発災直後	<p>発災直後に、市域のほとんどの範囲で停電が発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大きな揺れであったが、発電設備自体に被害はなし ●送変電設備は、被害が発生し、一時的に機能喪失 ●配電施設は、各地域・各箇所被害が発生 	<p>発災直後に、市域の広い範囲でガスの供給停止が発生（大部分がガスメーター（マイコンメーター）による遮断装置が作動によるもの）</p>
～1日	<p>電力会社等の処置により、一部限定的に停電が解消されるが、ほとんどの範囲で停電は解消されていない状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電力会社による健全性が確認された機器への切り替え、移動用設備の使用により、一部の範囲では、停電が解消 	<ul style="list-style-type: none"> ●ガス会社の災害対策本部が設置され、状況把握、復旧などについて検討が開始 ●ガスメーター（マイコンメーター）による遮断装置作動により供給停止の家屋等は、逐次解消
～3日	<p>停電が段階的に解消されるが、過去の事例から発災後3日間は電力が供給されない可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被害の少なかった家屋等から復旧作業が開始 ●被害が大きい家屋等については供給停止の状態
～1・2週間	<p>発災直後から発生した停電は、一部を除き、市域のほとんどの範囲で解消</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の大部分の範囲で解消
～1ヶ月	<p>発災直後から発生した停電は、解消</p>	

第5章 業務継続体制及び資源の確保

1 災害時の業務体制

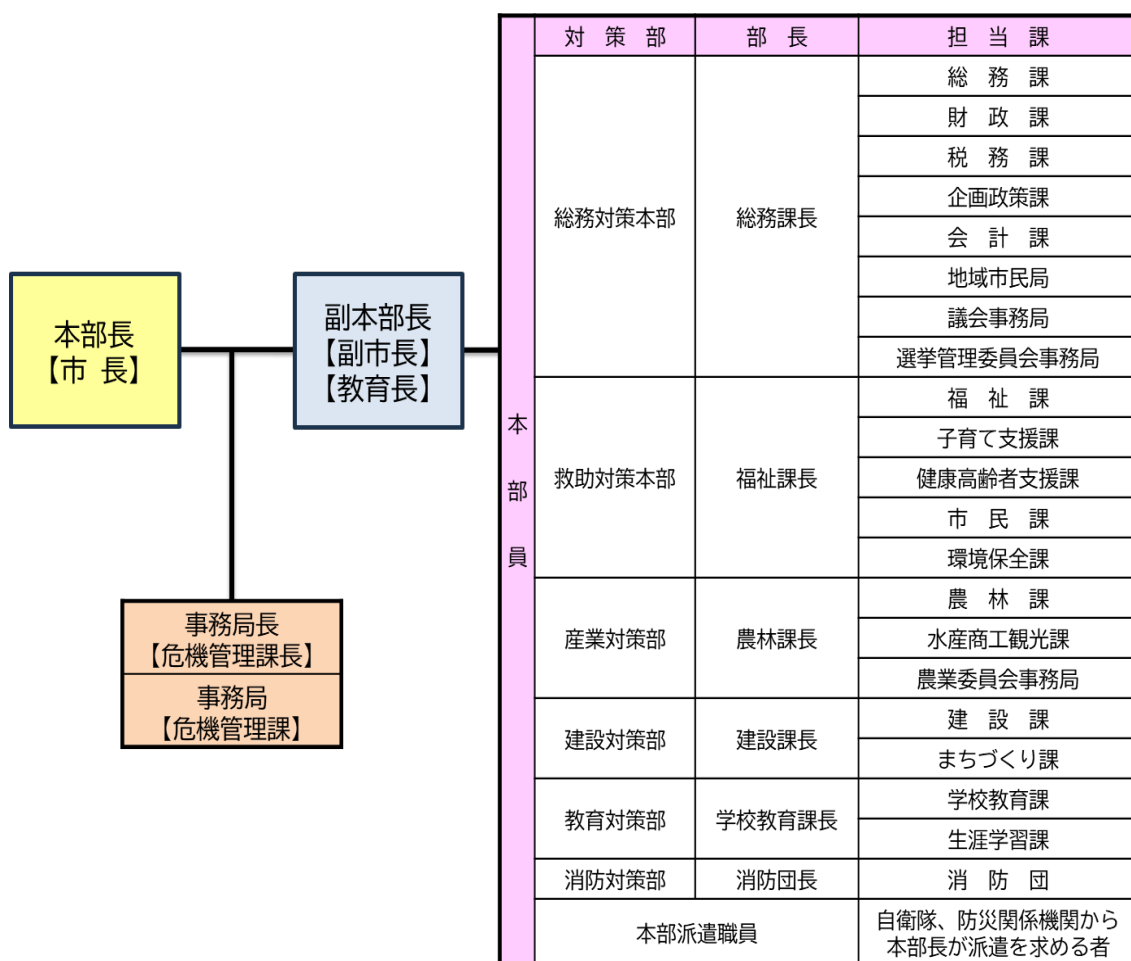
大規模地震が発生したときには、いすみ市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置し、本部長（市長）の統括のもと全庁的な体制で非常時優先業務を実施する。

2 災害対策本部設置場所

設置場所：いすみ市役所大原庁舎 2階

3 災害対策本部の組織体制及び所掌業務

【災害時の組織体制】



【災害対策本部の所掌事務】

運営上の主要な役割	具体的な業務内容
情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の一括受付 ・災害対応の割り振り(担当が分かるもの) ・被害状況や対応状況の入力など災害情報の管理
全体の指揮	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の割り振り(担当が分からないもの) ・本部内及び各部に対する指示と活動調整 ・県、警察、他自治体、自衛隊との活動調整 ・自衛隊派遣要請や県、防災関係機関への応援依頼 ・国及び県への要望や報告
ヒトやモノの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の必要物品と機材等の調達 ・職員参集状況の取りまとめ ・災害対策本部内の人員配置と後方支援(消耗品・食事) ・寄付金や物品の寄付に関する手続 ・災害経費の精算
資料作成に関する総括業務	<ul style="list-style-type: none"> ・本部員会議の開催及び連絡 ・被害報告の作成・報告と事務局内の情報掲示 ・本部会議資料の作成と議事録の作成 ・本部の決定事項の伝達(ファイルサーバー(全庁共有)への掲載等)
広報に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・記者会見の実施と調整 ・マスコミ対応と外部機関からの問い合わせ対応 ・広報資料の作成や広報の調整など広報媒体の管理 ・災害記録の収集、整理、保存 ・報道情報のモニタリングと「ご意見メモ(箱)」からの情報収集
対策部(課)との連絡※	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部(課)で把握する情報の収集・対応状況の確認 ・本部指示の伝達

※各対策部(課)長は、必要により本部連絡員を指名し、災害対策本部と対策部(課)との間で連絡・調整を実施させる。

4 首長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制

(1) 指揮命令系統

ア 想定される状況

(ア) 勤務時間内の発災

- 庁舎および職員の被災は軽微であり、概ね通常どおりの指揮命令系統の体制が確保される。
- 出張等で各部署の責任者等が一部不在となる場合が想定される。

(イ) 勤務時間外の発災

職員やその家族の被災、インフラへの被害により、職員の参集が困難となり、各部署の責任者等が多数不在となることが想定される。

イ 現状

- (ア) 本部長の職務代行の順位は、「いすみ市災害対策本部条例」において、「本部長に事故があるとき、副本部長（第1順位、副市長、第2順位を教育長）がその職務を代行する」と定めている。
- (イ) 災害対策本部の各部の部長の職務代行については、定めていないが、「いすみ市決裁規程」において、「課長が不在のときは、課長補佐がその事務を代決する。課長補佐が不在のときは、あらかじめ定めた者が代決することができる」と定めている。

ウ 課題

災害対策本部の各部長の職務代行について明確にし、意思決定、指揮命令が滞りなく行える体制の確保が必要である。

エ 今後の対策

本計画に定める各部の責任者等について毎年度定期的（年度途中で組織の改編があった場合はその都度）に確認を行い、その結果を庁内で共有し、指揮命令系統について統一を図る。

(2) 職員

ア 想定される状況

- (ア) 勤務時間内の発災
 - 多くの職員が発災後も継続して勤務可能であり、概ね通常時の職員数を確保できる。
 - 地震の場合は、一部の職員が負傷することが想定される。
- (イ) 勤務時間外の発災
 - 職員自身や家族の被災、交通機能の麻痺や道路事情の悪化により参集が困難となり、責任者の不在や業務対応の人員不足が想定される。
 - 地震が発生した場合、24時間以内の職員参集率はおよそ8割と予想される。

イ 現状

- (ア) 災害時の各部の分掌事務について、地域防災計画及び災害時初動マニュアルに定めており、組織の変更分については、その都度修正を行っている。
- (イ) 携帯電話を保有している職員は、気象警戒等Jアラートシステムと連動したメール配信システムに登録している。
- (ウ) 各課で緊急連絡網を整備している。
- (エ) 大原庁舎は、年1回程度、職員訓練として避難訓練を実施している。

ウ 課題

迅速な初動体制の確立が必要であり主要な課題は以下のとおりである。

- (ア) 地域防災計画や災害時初動マニュアルの職員への理解度が、不十分である。
- (イ) 令和元年台風15号・19号等の被害対応を経験しているが、職員訓練としての避難訓練は、自助・共助が主体であり、公助である災害時に実施する非常時優先業務に関する訓練や災害対策本部に関する訓練までは実施できていない。
- (ウ) 令和元年台風15号・19号等の被害対応を経験しているが、災害時に職員の健康を維持し、効率的な業務を遂行するための交替要員等の確保については確立されていない。

エ 今後の対策

- (ア) 地域防災計画や災害時初動マニュアルを職員に周知・徹底する。
- (イ) 様々な想定の下で非常時優先業務に関する訓練や災害対策本部に関する訓練を検討する。
- (ウ) 災害時の職員の交替勤務制等、職員の健康維持に関する検討を行う。

【災害対策本部・各対策部の指揮命令者及び代行者一覧表】

対策部等	課等	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
災害対策本部長		市長	副市長	教育長	危機管理課長
災害対策本部事務局	危機管理課	危機管理課長	危機管理監	課長補佐	
総務対策部 (長:総務課長)	総務課	総務課長	課長補佐	法務文書班長	
	財政課	財政課長	課長補佐	管財班長	
	税務課	税務課長	課長補佐	収納・滞納整理班長	
	企画政策課	企画政策課長	総合企画戦略室長	行政改革・デジタル推進室長	
	会計課	会計課長	会計班長	主査	
	夷隅地域市民局	夷隅地域市民局長	局長補佐	班長	
	岬地域市民局	岬地域市民局長	局長補佐	班長	
	議会事務局	議会事務局長	議会事務局班長	主査	
	監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	監査委員・選挙管理 委員会事務局長	監査委員事務局班長	選挙管理委員会事務局主任主事	
救助対策部 (長:福祉課長)	福祉課	福祉課長	課長補佐(社会・障害福祉班)	課長補佐(保護班)	
	子育て支援課	子育て支援課長	課長補佐	子育て支援班主査	
	健康高齢者支援課	健康高齢者支援課長	課長補佐(介護保険班)	課長補佐(健康づくり班)	
	市民課	市民課長	課長補佐(市民班)	課長補佐(国保年金班)	
産業対策部 (長:農林課長)	環境保全課	環境保全課長	課長補佐	環境指導班長	
	農林課	農林課長	課長補佐	鳥獣・里山対策室長	
	水産商工観光課	水産商工観光課長	観光物産推進室長	課長補佐	
建設対策部 (長:建設課長)	農業委員会事務局	農業委員会事務局長	班長	主査	
	建設課	建設課長	課長補佐	維持管理班長	
教育対策部 (長:学校教育課長)	まちづくり課	まちづくり課長	課長補佐	まちなみ整備班長	
	学校教育課	学校教育課長	主幹	課長補佐	
	生涯学習課	生涯学習課長	主幹	課長補佐	

(3) 職員の参集体制

地域防災計画では、地震が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、次の基準により迅速かつ的確な災害対策活動を実施する体制を確立することとしている。(地域防災計画 地震・津波対策編より)

【配備の種類及び時期】

配備の種類	時 期	
	始 期	終 期
第1 配備	①県が市域に設置している震度計が震度5弱を記録したとき（自動配備） ②気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波注意報を発表したとき（自動配備） ③県が市域に設置している震度計が震度4以下を記録したときであっても、大きな被害が生じたとき危機管理課長が認めたとき ④気象庁が南海トラフ地震注意情報（調査中）を発表した場合、危機管理課長が必要と認めたとき	災害の発生の恐れが無くなり、災害対策活動が完了したとき、又は第2非常配備に移行したとき。
第2 配備	①県が市域に設置している震度計が震度5強を記録したとき（自動配備） ②気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波警報を発表したとき（自動配備） ③県が市域に設置している震度計が震度5弱以下を記録したときであっても、大きな被害が生じたとき危機管理課長が認めたとき [東海地震] 気象庁が東海地震注意情報を発表したとき（自動配備）	災害の拡大の恐れが無くなり、災害対策活動が概ね完了したとき、又は第3非常配備に移行したとき。
第3 配備	①県が市域に設置している震度計が震度5強を記録し、本部長が必要と認めたとき（自動配備） ②気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に大津波警報を発表したとき（自動配備） ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動配備） ④以下の（1）又は（2）に該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき （1）特に大きな被害が発生したとき （2）大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき [東海地震] 内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき（自動配備）	災害対策活動がすべて完了したとき。

(4) 参集状況予測（勤務時間外発災時の参集予測）

ア この計画の策定にあたり、職員の参集状況が「どのようになるか」について検証するため次の条件によりシミュレーションを行った。

イ 参集の対象とする職員は全職員とし更に次のとおり条件設定を行った。

- 発災直後の出発は困難であるため、発災から20分を付加した。
- 橋やトンネル等は渋滞等発生するが、倒壊はしないと想定した。
- 電車通勤者は、交通機関の長期不通を想定して自動車で参集する事とし、速度は5km/時間で計算した。
- 自動車通勤者は、困難な状況を想定して自動二輪・自転車・徒歩のいずれかで参集することとし、速度は自動二輪15km/時間、自転車6km/時間、徒歩2km/時間で計算した。

以上の条件によりシミュレーションを行った結果は次のとおりとなった。

【いすみ市職員想定参集人数及び参集率】

	30分以内	1時間以内	2時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内
想定参集人数(人)	26	92	96	54	69	19	4
延べ人数(人)	26	118	214	268	337	356	360
参集率(%)	7.2	32.8	59.4	74.4	93.6	98.9	100.0

(令和8年4月9日調査時：対象人員360人)

ウ 更に、職員自身又は家族等が被災し、治療又は入院の必要がある場合や自宅が全壊した場合等で、参集できない職員が2割程度発生するものと想定して再計算した結果は、次のとおりである。

【いすみ市職員想定参集人数及び参集率】

【2割の職員が参集できない場合】

	30分以内	1時間以内	2時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内
想定参集人数(人)	20.8	73.6	76.8	43.2	55.2	15.2	3.2
延べ人数(人)	20.8	94.4	171.2	214.4	269.6	284.8	288.0
参集率(%)	5.8	26.2	47.6	59.6	74.9	79.1	80.0

(4) 参集時の心得

ア 災害が発生した場合の職員の参集時の留意事項等は、「いすみ市災害時初動マニュアル」「共通編「職員の初動体制」」に定めている。

イ 勤務時間外の災害発生時における所在の明確化

(ア) 外出等勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡を取るよう努める。また、連絡が取れない場合は自主的に所属先に戻るよう努める。

(イ) ラジオ、テレビ等で情報の収集に心がけ、災害対策本部が設置されたときは配備基準に従い、一般加入電話や防災行政無線・職員防災メール等により動員の伝達を行うが、自ら進んで上司と連絡を取るよう努める。また、あらかじめ定められた防災関係職員は、速やかに参集する。

ウ 参集（登庁）時の留意事項

(ア) 勤務時間外や外出時において、参集指示や自主登庁する際は、市民の生命・財産を守るという市職員としての責務のもとに適切な対応を心がける。

(イ) 安全の確保

大規模な災害等が発生した場合、職員も一被災者である。まず、自分自身や家族の安全確保を最優先に行動する。

(ウ) 登庁の手段

交通機関が運行しているときはこれを利用し、途絶しているときの参集手段は状況に応じて最も迅速に参集できる手段による。なお、交通の混乱を招く恐れがあると予想される場合、自家用車の使用は避ける。

(エ) 所定の場所に参集できない場合

道路の損壊や交通機関の途絶等により登庁が不能となった場合は、登庁が可能な最寄りの出先機関・市施設、避難所に指定されている学校等に参集し、上司にその旨を伝えるとともに、当該施設の災害応急活動に従事する。

(オ) 人命の救出

災害時は、職員は市民の先頭に立ち活動を行わなければならないので、住居付近で著しい被害が発生した場合、人命の救出等の応急活動を行い、その応急措置が終了次第速やかに登庁する。また、周辺が浸水等の恐れがある場合は、周囲の人たちに避難の呼びかけを行う。

(カ) 被害状況の把握・報告

登庁にあたっては、登庁途上における建物、道路、川、橋等の被災状況や負傷者の有無等を把握し、上司を通じて災害対策本部に報告する。ただし、被災状況の把握は、あくまでも登庁に付随するものであ

り、これにより著しく時間を費やしたり、職員自身に危険が及ばないように十分注意する。

(キ) 活動的な服装と携帯品の持参

活動しやすい服装で参集し、災害応急対策の活動が長期にわたることを想定した物品（食糧・飲料水・着替え・日用品・その他必要な物品）を持参するよう努める。

エ 参集遅延

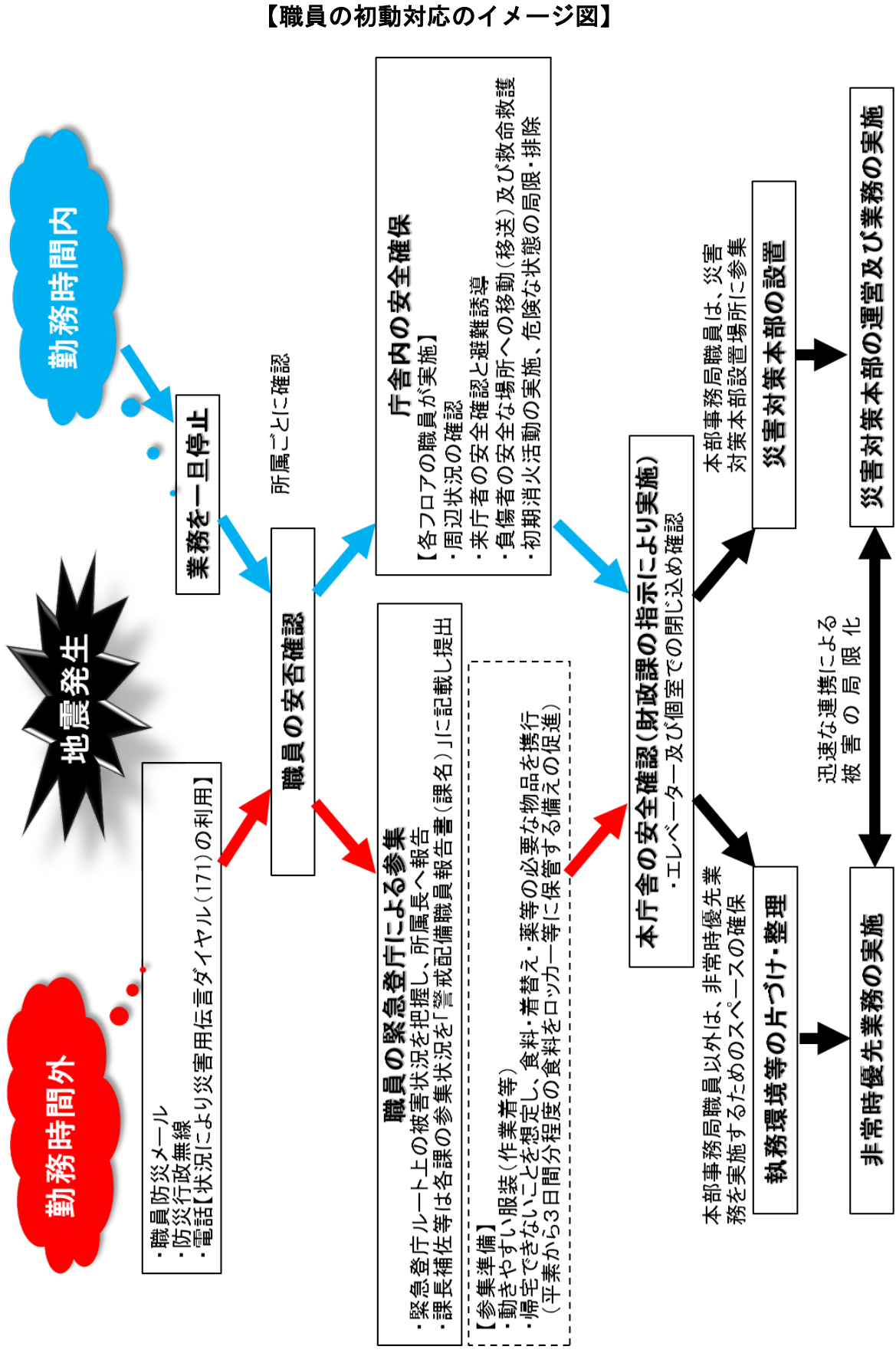
(ア) 参集が遅れるときには、家族を含む安否情報を所属長に報告した上で、参集時期について指示を仰ぐものとする。

(イ) 次に掲げるような場合で、自宅待機するときは、常に所属長と連絡が取れるようにしておくこと。

遅参事由の例示は以下のとおりである。

- 徒歩以外に参集手段がなく、参集距離が20kmを超えるとき。
- 病気等の身体の不調により参集できないとき。
- 乳幼児の保育や高齢者の看護等のため参集できないとき。但し、当該職員以外に看護等する者がいない場合に限る。
- 職員及び家族が死傷したとき。
- 自宅が全壊又は全焼したとき。

(ウ) 参集が遅れる職員は、早期に参集できるよう状況の改善に努めるとともに、参集手段が確保できた場合など遅参事由が消滅したときには、直ちに参集すること。



【職員の初動対応のイメージ図】

5 大原庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

(1) 想定される状況

大原庁舎は耐震基準を満たしており地震災害時に耐え得る構造となっている。ただし、壁や柱、ガラスの破壊や亀裂の発生、天井板、照明器具の落下等により、破片等が床や廊下に散乱することが予測され、散乱物の片づけにより業務をすぐに再開できない状況が想定される。

(2) 現状

ア 大原庁舎の代替庁舎は、地域防災計画により大原文化センター及び夷隅文化会館に指定している。

イ 災害対策本部は、地域防災計画により原則として、大原庁舎2階公室に設置本庁舎に置くこととされている。

ウ 大原庁舎は耐震化されており、震度6強での倒壊の可能性は低い。

(3) 課題

ア 地域防災計画には、代替庁舎の順位が示されていない。

イ 個室となっている一部の事務室では、書架やロッカーの転倒・落下により入り口が開かなくなる可能性がある。

ウ 机や棚の固定、ガラスの飛散防止等の地震対策は実施されていない。

エ 代替庁舎への移転に関する手順やマニュアルは整理されていない。

(4) 今後の対策

ア 代替庁舎の順位に検討が必要である。

イ 庁舎の危険箇所の把握に努め、倒防止用の耐震ジェル等で対策を行う。

ウ 出入口付近に倒れやすいものを置かない等、施設管理に留意する。

エ 代替庁舎への移転に関する手順を検討する。

参考資料

【大原庁舎の状況】

建物名		いすみ市役所大原庁舎		
建築年	1983年7月	構造	鉄骨鉄筋コンクリート	
階数	地上4階	延床面積	4,400.92㎡	
新耐震基準	対応	耐震診断	不要	
耐震補強等の予定		不要		
非常用発電機	ディーゼル発電機×1基、定格電力144KW 室内燃料槽 軽油490ℓ、庁舎1階			
連続稼働時間	始動時間40秒以内、50%負荷で約23時間			
想定最大震度	震度6弱			
インフラ等	電気供給先	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備(室内消火栓、動力消防ポンプ設備等)に通電 ・非常用自家発電運転時に通電が可能なもの <ul style="list-style-type: none"> ①防災設備機器類 ②火災報知器類 ③(個別設置)エアコン:102・202会議室、教育長室 ④1～3階設置自動販売機 ⑤各階給湯室(コンセントに差し込んでいるもの) ⑥トイレ(手洗い、大小トイレ) ⑦照明、コンセント、廊下の照明 ⑧サーバー室は、空調を含め全て使用可能 ・非常用自家発電運転時に通電が出来ないもの <ul style="list-style-type: none"> ①全館空調 ②保健センター埋込型エアコン ③エレベーター 		
	通信	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時に使用可能な電話回線3回線 ・IP無線26台 ・衛星携帯電話4台 ・千葉県防災情報システム ・防災電話・FAX 		
	水・食料等	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機8台、内自動販売機1台の飲料無償提供(覚書:伊藤園) ・大原庁舎高架水槽6,000ℓ ・保存水、備蓄食料、毛布等は大原地域備蓄倉庫に備蓄(被災者用の備蓄品であり、職員専用の備蓄品は無し) 		
	燃料	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用自家発電設備及び公用車用燃料の供給に関する協定書を締結(JA) ・1年ごとに公用車へ流用し入れ替えている。 ・消防用設備点検時(年2回)試運転のため使用 		
	重要情報のバックアップ体制	<ul style="list-style-type: none"> ・住民記録システム、課税システム及び収納システムの主要システムデータは、大原庁舎サーバー室とシステム提供会社のデータセンターに保管 ・大原庁舎、データセンターが同時に被災した時に備え、バックアップデータを近隣のシステム提供会社所有のデータセンターに保管 		

【大原文化センターの状況】

建物名	大原文化センター		
建築年	平成3年(令和8年改修)	構造	鉄筋コンクリート
階数	地上2階	延床面積	2,072㎡
新耐震基準	対応	耐震診断	実施
耐震補強等の予定	なし		
非常用発電機	ディーゼル発電機×1基、120KW(最大容量約100KW) 燃料槽(搭載型) 軽油60ℓ、屋上		
連続稼働時間	始動時間40秒以内、50%負荷で約6時間		
想定最大震度	震度6強		
利用可能スペース			
室名	広さ	収容人数	備品等
1階 事務室	60.8㎡	10 ※1人/6㎡	インターネット7台、電話外線1回線、内線4台、FAX1台、コピー機1台、プリンター1台、机9台、椅子9脚、コンセント4口8箇所・2口5箇所
1階 大会議室	187.69㎡	31	机40台、椅子120脚、コンセント2口8箇所
1階 調理実習室	51.12㎡	8	電話内線1台、椅子20脚、コンセント2口8箇所
1階 和室1(茶室)	33.99㎡	5	机座卓20台、椅子20脚、コンセント2口5箇所
1階 和室2	33.99㎡	5	机座卓と椅子については和室1と共用、コンセント2口3箇所
1階 美術工芸室	82.5㎡	13	大机8台、椅子37脚、ホワイトボード1台、コンセント2口3箇所
1階 研修室	46.5㎡	7	机7台、椅子20脚、ホワイトボード1台、コンセント2口4箇所
1階 相談室	18.98㎡	3	机3台、椅子5脚、コンセント2口3箇所、3口3箇所
1階 多目的室	90.75㎡	15	机10台、椅子30脚、コンセント2口6箇所
1階 玄関ホール	110.04㎡	18	4口1箇所
2階 事務室	23.65㎡	3	インターネット5台、電話外線1回線内線2台、コピー機1台、プリンター1台、机4台、椅子4脚、コンセント4口2箇所・2口2箇所
2階 ラウンジ	78.36㎡	13	机5台、椅子17脚、2口8箇所
2階 学習室	60.08㎡	10	机9台、椅子24脚、コンセント2口9箇所
2階 児童図書	151.71㎡	25	子供用椅子14脚、3人掛け椅子4脚、4人掛け丸椅子1脚、コンセント2口9箇所
2階 青少年図書	76.08㎡	12	コンセント2口4箇所
2階 一般図書	173.16㎡	28	机7台、椅子24脚、コンセント2口10箇所

【夷隅文化会館の状況】

建物名	夷隅文化会館		
建築年	平成5年	構造	鉄筋コンクリート、一部鉄骨
階数	地上2階	延床面積	2,728㎡
新耐震基準	対応	耐震診断	未実施
耐震補強等の予定	なし		
非常用発電機	施設用		情報通信用
	ディーゼル発電機×1基、106KVA 燃料槽(搭載型) 軽油80ℓ、屋上(2階)		LPガス50kg×2本、3kVA 単相100V、50Hz
連続稼働時間	始動時間約10秒以内、50%負荷で約4.7時間		始動時間40秒以内、72時間
想定最大震度	震度6弱		
利用可能スペース			
室名	広さ	収容人数	備品等
1階 事務室	78㎡	13 ※1人/6㎡	インターネット5台、電話4台(停電時2台)、FAX1台、 コピー機1台、プリンター1台、机7台+6人用机1台、 椅子4脚+6脚、ホワイトボード予定表2(施設、パス)、 コンセント9箇所(事務室5、台所2、職員室1、更衣室1) [事務室58㎡、休憩室9㎡、湯沸室5㎡、更衣室4㎡]
1階 応接室	16㎡	2	応接セット1(3人掛け*1脚・1人掛け*2脚) コンセント2箇所
1階 和室	67㎡	11	座卓8脚 ホワイトボード1台、コンセント8箇所(舞台3、沓脱1)
1階 控室	20㎡	3	会議用ドーナツ型机1セット(4分割可)、椅子13脚、 ホワイトボード1台、コンセント3箇所
1階 楽屋1(奥)	22㎡	3	応接机1台、椅子5脚+化粧台用椅子6、コンセント8箇所
1階 楽屋2(手前)	20㎡	3	応接机1台、椅子5脚+化粧台用椅子4、コンセント6箇所
1階 茶室	39㎡	6	コンセント4箇所(茶室2、下駄箱上1、水屋1)
1階 美術工芸室	49㎡	8	作業台4台、椅子20脚、ホワイトボード1台、 コンセント4箇所
1階 準備室	11㎡	1	コンセント1箇所、電気湯沸かし器1
1階大ホール (舞台を含む)	433㎡	72	机8台、布椅子30脚+小16+10、ホワイトボード1台、 コンセント;19箇所(舞台8箇所、客席11箇所)
1階 玄関ホール	165㎡	27	テーブル2台、ソファー4人掛け×2、3人掛け×3、2人掛 け×1、6角形×2、(ホワイトボード利用予定表示用1)、 コンセント7箇所
2階 図書室	90㎡	15	学習机3人掛け×2台、閲覧机6人掛け×1台、椅子10 脚、コンセント5箇所
2階 研修室	128㎡	21	机24台、椅子147脚、ホワイトボード1台、コンセント10箇 所
2階 休憩所	33㎡	5	学習机3人×2台、6人掛机×1台、4人掛机×1台、 椅子5脚、コンセント2箇所、ソファー3人掛×1、1人掛×1

6 電気・水・食料等の確保

(1) 電気

ア 想定される状況

停電（復旧目安：概ね3日程度、最悪1週間程度）が発生する。

イ 現状

- (ア) 地域マイクログリッド構築事業の完成（令和5年3月13日）により、停電時においても約4日間は電力供給が可能になる。
- (イ) 4日間以上の停電が発生した場合においても、「災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書（社団法人千葉県エルピーガス協会長夷支部）」を締結していることから、大原中学校LPガス発電機への燃料補給により地域マイクログリッドからの電力供給が可能である。
- (ウ) 地域マイクログリッドが完全停止した場合においても、「災害時における石油類燃料の供給に関する協定書（JAいすみ及び千葉県石油商業協同組合夷隅支部）」を締結していることから、大原庁舎1階非常用発電機への燃料補給により消防施設、一部の照明、コンセント等への電力供給が可能である。
- (エ) 地域マイクログリッドが完全停止し、かつ、大原庁舎1階非常用発電機が停止した場合においても、夷隅・岬市民局用非常用発電機（2.8KVAタイプ）×8台、被災者支援用発電機（5.5KVAタイプ）×10台により電力供給が可能である。しかしながら、実際に利用できる発電機の数及び容量に制限がある。

ウ 課題

- (ア) 地域マイクログリッドが完全停止した場合、大原庁舎1階非常用発電機により約23時間程度の電力供給が可能であるが、エレベータ・空調器材への電力供給ができない。
- (イ) 協定先等との素早い燃料供給体制の確保が必要である。
- (ウ) 地域マイクログリッドが完全停止した場合、各非常用発電機のための燃料の保管、特にガソリン保管量に制約があるため、日に数回の燃料補給が必要になる。

エ 今後の対策

- (ア) 停電の優先的な復旧について、電気事業者に要請する。
- (イ) 燃料供給協定先との供給手順の確認を行う。
- (ウ) 非常用発電機稼働時に使用できる設備・器材等を職員へ周知するとともに、節電対策を徹底し、電力消費所用を軽減する。

(2) 食料・飲料水等

ア 想定される状況

食料、飲料水等の物資不足による職員の健康状態の悪化および執務意欲の低下を招く恐れがある。

イ 現状

- (ア) 食料・飲料水等は災害時に不足する場合に備え協定を締結している。
- (イ) 避難所避難者向けの非常用物資は備蓄しているが、特に職員用の区別はされておらず、確保されていない。
- (ウ) 災害時初動マニュアルにも、職員用の食料・飲料水等の備蓄は規定されていない。

【物資供給等に関する覚書先及び協定先】

協定等名称	協定先
災害時における物資の供給の応援に関する協定書	新田野営農組合 有限会社増田ライスファーム 株式会社カインズ
災害時における救援物資提供に関する覚書	株式会社伊藤園
災害時における飲料水等の提供に関する協定書	株式会社伊藤園
災害時における物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書	株式会社セブン・イレブン・ジャパン
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	大塚食品株式会社
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター
包括連携協定書	石井食品株式会社

ウ 課題

災害時の職員向けの食料（360人×3日×3食＝3240食）及び飲料水等（360人×3日×3L＝3240L※500ml ペットボトル6480本）の備蓄をあらかじめ確保しておく必要がある。（大原庁舎は保管スペースが狭いために大原小学校集中備蓄倉庫に保管している。）

エ 今後の対策

- (ア) 職員は自宅あるいは職場での3日分程度の食料備蓄に努め、勤務時間外や閉庁時に発災した場合は、登庁時に食料等を持参するよう心掛ける。
- (イ) 住民向け備蓄計画の見直しと併せて職員向けの食料・飲料水等の確保について検討する。

(3) トイレ

ア 想定される状況

断水や停電、給排水管の破損、浄化槽施設の被災によりトイレが使用不可能となる恐れがある。

イ 現状

- (ア) 停電の際は手動式により各階のトイレは一時的に使用可能である。
- (イ) 災害時初動マニュアルにおいて、庁舎用の仮設トイレ設置について想定されていないことから、災害用トイレは整備されていない。

ウ 課題

- (ア) 停電時の浄化槽に対する非常用発電機による稼働の可否について専門業者の点検が必要である。
- (イ) 各階のトイレ使用不可時を考慮した職員向けの災害用トイレを整備する必要がある。

エ 今後の対策

- (ア) 浄化槽の点検時に非常用発電機による稼働の可否を確認する。
- (イ) 避難所向けの備蓄品のほか、職員用簡易トイレの備蓄及びレンタルトイレの借用を検討する。

(4) 公用車・燃料

ア 想定される状況

- (ア) 車両の被災、職員や物資の輸送のため公用車が不足する恐れがある。
- (イ) 燃料不足により公用車が使用できない恐れがあり、業務に支障をきたす可能性がある。

イ 現状

- (ア) 市では消防団車両等を含め157台の公用車を使用している。

- (イ) 燃料確保のためJAいすみ及び千葉県石油商業協同組合夷隅支部と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定書」を締結している。
- (ウ) 給油のタイミングについては、財政課から定期的に啓蒙し、燃料計が半分になったら給油することとしている。
- (エ) 資源エネルギー庁が整備を進める「自家発電設備を備え災害による停電時にも継続して給油を行うことができる住民拠点サービスステーション（SS）について」においては、いすみ市及び近傍市町村の住民拠点サービスステーション（SS）拠点は参考資料のとおりである。

参考資料

【住民拠点サービスステーション一覧（いすみ市及び近傍市町村の抜粋）】

令和7年2月28日現在

市区町村	運営会社等	給油所名	給油所住所	電話番号
勝浦市	大興石油株式会社	串浜 給油所	串浜字上敷1244-1	0470-73-2238
勝浦市	いすみ農業協同組合	ジャスポート勝浦 給油所	大楠1569-1	0470-77-0710
勝浦市	有限会社和泉屋商店	松野 給油所	松野541	04-7077-0109
いすみ市	千葉石油株式会社	セルフ大原 給油所	若山32-1	0470-60-9320
いすみ市	小高 早苗	夷隅 給油所	行川字原309-1	0476-86-3952
いすみ市	いすみ農業協同組合	中根 給油所	岬町中瀧986-1	0470-87-9341
いすみ市	いすみ農業協同組合	ジャスポート千町 給油所	能実堰下36-1	0470-86-2016
いすみ市	株式会社芝治商店	大原 給油所	大原8653	0470-62-1030
いすみ市	株式会社ENEOSジェイクエスト	J-Quest大原店 給油所	日在271-1	0470-60-9031
長生郡一宮町	長生農業協同組合	一宮 給油所	一宮2346	0475-42-4343
長生郡睦沢町	長生農業協同組合	睦沢 給油所	森字生田98-1	0475-40-9778
夷隅郡大多喜町	有限会社オグラ産業	大多喜バイパス 給油所	船子885-3	0470-82-8550
夷隅郡大多喜町	朝生 隆三	大多喜 給油所	横山1268-1	0470-82-2810
夷隅郡大多喜町	三愛リテールサービス株式会社	オプリステーション大多喜 給油所	船子字船堀852-1	0470-80-0039

ウ 課題

- (ア) 燃料が不足し、公用車が使用できない恐れがある。
- (イ) 車両の被災、職員や物資の輸送のため公用車が不足する恐れがある。

エ 今後の対策

- (ア) 協定先との供給手順の確認を定期的に行う。
- (イ) 非常時優先業務に使用する公用車以外は、総務対策部（財政課）にて共用車として割り当て、使用を統制する。
- (ウ) 台風等接近時に公用車を使用する職員は、財政課の指示を待つことなく、停電を予測し自主的に公用車の給油を事前に完了させる。

(5) 通信手段

ア 想定される状況

- (ア) 電話回線の被災や回線の輻輳により、関係機関等との連絡が取りづらくなる可能性がある。
- (イ) 電話使用可能な場合、市内在住者の安否に関する問い合わせ電話が殺到し、緊急を要する電話の使用が困難になる可能性がある。

イ 現状

- (ア) 非常時に使用可能な電話回線 3 回線
- (イ) I P 無線 2 6 台
- (ウ) 衛星携帯電話 1 台
- (エ) 千葉県防災情報システム

ウ 課題

- (ア) 衛星電話については、操作の習熟が必要となるものもある。
- (イ) I P 無線は災害時に有効であるが、数時間ごとに充電が必要である。

エ 今後の対策

- (ア) 衛星電話について定期的な習熟訓練を実施する。
- (イ) I P 無線用の予備バッテリーの確保を検討する。

(6) 行政データのバックアップ

ア 想定される状況

- (ア) サーバー・パソコンの破損状況によっては、重要データが損失する可能性がある。
- (イ) 停電による機器の使用停止や庁内ネットワーク・インターネットが使用不能となる恐れがある。

イ 現状

- (ア) 住民記録システム、課税システム及び収納システムの主要システムデータは、大原庁舎サーバー室とシステム提供会社のデータセンターに保管している。
- (イ) 大原庁舎、データセンターが同時に被災した時に備え、バックアップデータを近隣のシステム提供会社所有のデータセンターに保管している。

ウ 課題

大原庁舎サーバー室は、サーバーラックの床ボルト固定を行っているが、ロッカーの一部、机及び備品の一部は強固に固定できないものもある。

エ 今後の対策

ボルトによる固定及びロープによる縛着を実施するとともに、転倒時に器材等が相互にぶつからない様に分散配置する。

第6章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の考え方

全ての業務から、市が行う「応急復旧業務」と、「業務継続の優先度が高い通常業務」をあわせて「非常時優先業務」となる。

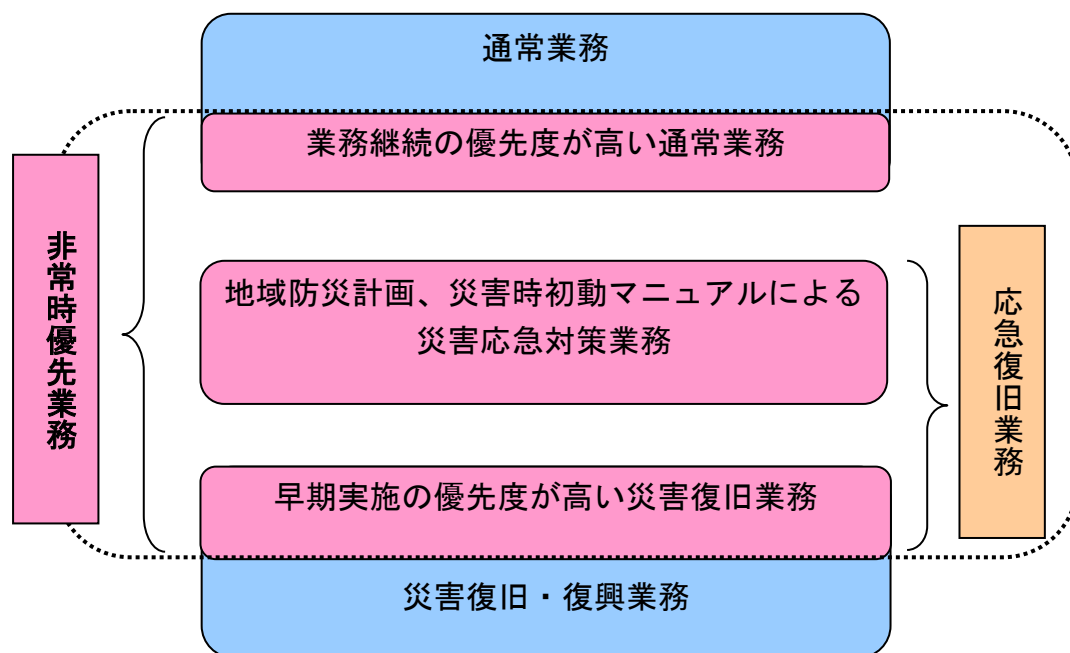
(1) 応急復旧業務

- ア 地域防災計画、災害時初動マニュアルによる災害応急対策業務
- イ 他市の被災事例や、各課において大規模地震発生時に早期実施すべき優先度の高い災害復旧業務

(2) 通常業務の一部

業務継続の優先度が高い通常業務

【非常時優先業務の概念図】



2 非常時優先業務の選定基準

非常時優先業務の対象期間は、発災から1か月間を基準とする。

3 非常時優先業務の選定基準

(1) 第1段階：生命及び安全の確保（第1局面～第2局面）

- ア 期間
発災から概ね24時間以内

- イ 主な業務
初動体制の構築、救急・救命活動、ライフライン機能の維持
- (2) 第2段階：生活の安定（第3局面～第4局面）
 - ア 期間
発災から概ね1週間以内
 - イ 主な業務
応急対策、市役所の通常業務の一部再開及び本格復旧の準備
- (3) 第3段階：復旧及び復興（第5局面～第6局面）
 - ア 期間
発災から概ね1週間以降
 - イ 主な業務
被災者の生活再建支援、市役所の通常業務の本格再開（重要性の低い業務を除く）

段階	局面	業務開始目標時間及び選定基準
第1段階	第1局面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3時間以内に着手すべき業務 ・ 市民の生命と安全を確保する体制を確立するための業務
	第2局面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間以内に業務に着手しないと、市としての機能発揮に影響を及ぼす業務 ・ 市民の生命と安全の確保に必要な業務
第2段階	第3局面	3日以内に業務に着手しないと、市民の生命と安全の確保や他の非常時優先業務に影響を及ぼす業務
	第4局面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遅くとも発災後1週間以内に着手すべき業務 ・ 被災者に対する救援の継続や行政機能の回復に向けて必要な業務
第3段階	第5局面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遅くとも発災後2週間以内に着手すべき業務 ・ 被災者の生活改善に必要な業務
	第6局面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2週間以上着手しなくても市民の生命と財産、市としての機能維持に直ちに影響しないと見込まれる業務 ・ 被災者への生活再建支援業務

【非常時優先業務一覧表】

課	対策部	対策班	業務名	業務種別	業務開始日曜時期（以内）						夜間帯の業務状態の有無	応援受入可否		
					第1局面 3時間	第2局面 24時間	第3局面 3日	第4局面 1週間	第5局面 2週間	第6局面 1か月				
危機管理課	事務局	事務局	災害対策本部の設置に関する事	応急復旧	●							有		
			本部長からの命令及び伝達に関する事	応急復旧	●								有	
			各部の総合的把握及び連絡調整に関する事	応急復旧	●								有	
			国及び県との連絡調整に関する事	応急復旧	●								有	
			自衛隊等防災関係機関への協力要請に関する事	応急復旧		●							有	
			消防団員の動員に関する事	応急復旧		●							有	
			消防団の運用に関する事	応急復旧		●							有	
			被害状況等の取りまとめに関する事	応急復旧		●							有	
			市民局への応援に関する事	応急復旧		●							有	
			参集職員の把握に関する事	応急復旧		●							有	
			避難所開設の決定に関する事	応急復旧		●							有	
			災害救助法に関する事	応急復旧				●					有	
			その他本部長からの命令・指示に関する事	応急復旧				●					有	可
			災害備蓄品の管理に関する事	応急復旧				●					有	
			防災行政無線設備に関する事	通常				●					有	
総務課	総務対策部	総務班	電力供給業者及び電話事業者との連絡調整に関する事	応急復旧								有		
			職員の動員及び服務に関する事	応急復旧	●								有	
			民間協力機関等への協力要請及び連絡調整に関する事	応急復旧		●							有	
			通信の確保に関する事	応急復旧	●								有	
			避難指示等の指示に関する事（市民への周知）	応急復旧	●								有	
			防災行政無線等による住民への広報に関する事	応急復旧	●								有	
			応急食品の調達及び配分に関する事	応急復旧		●							有	
			市民からの情報等の応対に関する事	応急復旧		●							有	
			応援自治体との連絡調整に関する事	応急復旧				●					有	
			他自治体からの応援職員の配置調整及び健康管理に関する事	応急復旧					●				有	
給与支払、人件費執行管理事務に関する事	通常								●					

課	対策部	対策班	業務名	業務種別	業務開始目標時期(以内)						夜間帯の業務従事の有無	応募要入の可否			
					第1局面	第2局面	第3局面	第4局面	第5局面	第6局面					
					3時間	2,4時間	3日	1週間	2週間	1か月					
総務課	総務対策部	総務班	公印の保守に関すること	通常	●							有			
			所管区域内の行政協力員との連絡に関すること	通常		●							有		
			職員(健康)管理に関すること	通常			●						有		
			公務災害事務に関すること	通常						●				可	
			文書の收受及び発送に関すること	通常							●			可	
			災害対策関係予算に関すること	通常					●						
			庁舎の点検、整備及び復旧に関すること	通常		●								有	
			災害対策用物資の調達及び資機材の購入に係る契約に関すること	通常										有	可
			車両の調達、管理及び緊急通行車両の手続きに関すること	応急復旧										有	可
			輸送関係機関との連絡調整に関すること	応急復旧										有	可
企画政策課	総務対策部	企画班	防災拠点及び緊急車両等の給油確保に関すること	応急復旧								有	可		
			災害備蓄品の配布に関すること	応急復旧										有	可
			被害状況の収集及び整理に関すること	応急復旧		●								有	
			被害状況の記録・撮影、処理及び提供に関すること	応急復旧		●								有	
			公共交通情報の収集に関すること	応急復旧										有	
			報道機関との連絡に関すること	応急復旧		●								有	
			地上デジタル放送施設調査に関すること	応急復旧										有	
			公共交通の運行に関する調査に関すること	応急復旧							●				可
			ホームページによる災害広報に関すること	応急復旧										有	
			電子計算機及びネットワークに関すること	通常										有	
税務課	総務対策部	税務対策班	情報システムに関すること	通常	●								有		
			罹災証明書の発行に関すること	応急復旧											可
			住宅等の被害調査に関すること	応急復旧											可
			市税の減免及び徴収猶予に関すること	応急復旧											可
			納税証明書、その他証明書の発行に関すること	通常											可
			災害対策に必要な現金の出納に関すること	応急復旧										有	
			義理金の受入事務に関すること	応急復旧										有	
			災害対策以外で期限のある経費の支払事務に関すること	通常											

課	対策部	対策班	業務名	業務種別	業務開始目標時期（以内）						夜間帯の業務従事の有無	応援受入の可否			
					第1局面 3 時 間	第2局面 2 4 時 間	第3局面 3 日	第4局面 1 週 間	第5局面 2 週 間	第6局面 1 か 月					
議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会 事務局	総務対策部	総務応援班	議員の安否確認に関すること	応急復旧	●							有			
			正副議長と議会としての対応方針を協議し、必要に応じて議員へ情報伝達に関すること	応急復旧	●								有		
			主要情報システムの被害の把握と復旧作業に関すること	応急復旧	●									有	
			広報車等による住民への広報に関すること	応急復旧	●									有	可
	東隣地域市民局	総務対策部	地域災害対策班	公印の保守に関すること	通常	●							有		
				文書の收受及び発送に関すること	通常						●				可
				所管区域内の行政協力員・民生委員との連絡に関すること	通常		●							有	
				庁舎の点検、整備及び復旧に関すること	応急復旧	●								有	
				市民局車両の調達、管理に関すること	応急復旧	●								有	
				応援班の職員配備に関すること	応急復旧	●								有	
叫地域市民局	総務対策部	地域災害対策班	本部、その他関係機関との通信、連絡調整に関すること	応急復旧	●							有			
			所管区域内の総合的災害対策に関すること	応急復旧	●							有			
			公印の保守に関すること	通常	●								有		
			文書の收受及び発送に関すること	通常							●			可	
			所管区域内の行政協力員・民生委員との連絡に関すること	通常		●							有		
			庁舎の点検、整備及び復旧に関すること	応急復旧	●								有		
			市民局車両の調達、管理に関すること	応急復旧	●								有		
			応援班の職員配備に関すること	応急復旧	●								有		
			本部、その他関係機関との通信、連絡調整に関すること	応急復旧	●								有		
			所管区域内の総合的災害対策に関すること	応急復旧	●								有		
市民課	救助対策部	市民班	届出書の受付に関すること	通常	●										
			死亡届、埋火葬の手続きに関すること	通常	●										
			印鑑登録に関すること	通常					●						
			戸籍謄抄本、住民票の写し及び諸証明の交付等に関すること	通常					●						
			個人番号カードの交付に関すること	通常					●					可	
			国民年金に関する事務に関すること	通常								●			

課	対策部	対策班	業務名	業務種別	業務開始目標時期（以内）						夜間帯の 業務従事 の有無	応援受入 可否					
					第1局面	第2局面	第3局面	第4局面	第5局面	第6局面							
					3 時間	24 時間	3 日	1 週間	2 週間	1 か月							
市民課	救助対策部	市民班	後期高齢者医療に関すること	通常							●						
			国民健康保険に関すること	通常									●				
			生活相談に関すること	通常				●							可		
			遺体の身元調査協力に関すること	応急復旧	●										有		
			避難所の開設（備蓄品の管理配給を含む）に関すること	応急復旧	●										有	可	
			福祉避難所（福祉課に関する事項）に関すること	応急復旧	●										有	可	
			避難者の収容及び世話、生活相談に関すること	応急復旧	●										有	可	
			ボランティア活動本部の立ち上げ及び運営支援に関すること	応急復旧			●										
			日本赤十字社との連絡調整に関すること	応急復旧		●										有	
			救援物資受入事務及び義援金品に関すること	応急復旧		●								●		有	
福祉課	救助対策部	救助班	災害援護資金等の融資及び災害再慰金の支給に関すること	応急復旧													
			福祉施設（福祉課に関する事項）の被災状況の調査に関すること	応急復旧	●										有		
			施設（福祉課に関する事項）の点検及び復旧に関すること	応急復旧			●								有		
			災害救助法に係る福祉業務に関すること	応急復旧			●								有		
			被災者生活再建支援法に関すること	応急復旧										●		可	
			義援金、救助物資の受付及び配分に関すること	応急復旧										●		可	
			障害福祉サービスの給付管理に関すること	応急復旧										●		可	
			避難者の避難所退去に係る相談に関すること	応急復旧		●										有	可
			生活保護に関すること	通常											●		可
			障害福祉サービスの認定調査や認定審査会など障害支援区分に関すること	通常											●		可
子育て支援課 （保育所含む）	救助対策部	救助班	入所（園）者の避難に関すること	応急復旧	●									有			
			入所（園）者及び施設の被災状況の調査に関すること	応急復旧		●									有		
			福祉施設（子育て支援課に関する事項）の被災状況の調査に関すること	応急復旧		●										有	
			放課後児童クラブの児童安全確保に関すること	応急復旧		●										有	
			孤児の受入に関すること	応急復旧		●										有	
避難所における保育支援に関すること	応急復旧				●								有	可			

課	対策部	対策班	業務名	業務種別	業務開始目標時期（以内）						夜間帯の業務従事の有無	応援受入の可否			
					第1局面	第2局面	第3局面	第4局面	第5局面	第6局面					
					3時間	2,4時間	3日	1週間	2週間	1か月					
環境保全課	救助対策部	環境保全班	ごみの応急収集の実施に関すること	応急復旧			●						可		
			ごみの応急処理の実施に関すること	応急復旧			●							可	
			仮設トイレの設置と設置場所の情報提供に関すること	応急復旧		●								有	
			仮設トイレの管理に関すること	応急復旧			●							有	
			がれき等の一時仮置場の選定に関すること	応急復旧		●								有	
			がれき等の処理計画、体制の確保に関すること	応急復旧			●							有	
			がれき処理の周知に関すること	応急復旧				●							可
			がれき等の処理に関すること	応急復旧				●							可
			被災地の清掃に関すること	応急復旧					●						可
			環境保全対策に関すること	通常						●					可
農林課 農業委員会	産業対策部	農林水産班	公害防止対策・不法投棄防止に関すること	通常					●				可		
			農作物、家畜及び農業用生産施設等の被害状況の把握に関すること	応急復旧				●						可	
			家畜の防疫に関すること	通常						●				可	
			災害救助法に係る農林に関すること	応急復旧			●							有	
			農林土木施設の被害調査に関すること	応急復旧					●					可	
			農林土木施設の復旧に関すること	通常								●		可	
			水産漁業関係の被害状況調査に関すること	応急復旧					●					可	
			被災中小企業の応急対策に関すること	応急復旧					●					可	
			労働力の確保及び雇用対策に関すること	応急復旧								●		有	
			災害救助法に係る水産商工に関すること	応急復旧			●							可	
水産商工観光課	産業対策部	農林水産班	商店、工場、事業所等の被害調査に関すること	応急復旧				●					可		
			商工業者災害復旧資金等の融資に関すること	応急復旧				●						可	
			漁港の災害復旧に関すること	通常									●	可	
			観光客の救助、保護に関すること	応急復旧									●	有	
			災害救助法に係る観光業務に関すること	応急復旧										有	
			観光施設の被害調査及び対策に関すること	応急復旧									●	可	

課	対策部	対策班	業務名	業務種別	業務開始目標時期（以内）						夜間帯の業務従事の有無	応援受入の可否			
					第1局面	第2局面	第3局面	第4局面	第5局面	第6局面					
					3時間	24時間	3日	1週間	2週間	1か月					
建設課	建設対策部	建設班	被害状況の把握に関すること	応急復旧	●							有			
			緊急輸送道路の確保に関すること	応急復旧	●								有		
			関係機関への協力要請に関すること	応急復旧	●								有		
			水防に関すること	応急復旧	●								有		
			処理計画策定に関すること	応急復旧		●							有		
			障害物の除去に関すること	応急復旧	●								有	可	
			災害対策に必要な建設機械の供給に関すること	応急復旧	●								有		
			被災後の都市計画及び復興計画に関すること	通常								●			
			緊急措置の実施に関すること	応急復旧		●							有		
			災害救助法に係る土木工事に関すること	応急復旧			●						有		
			道路、河川、橋梁等の公共土木施設災害の復旧に関すること	通常								●		可	
			被害状況の把握に関すること	応急復旧	●									有	
			関係機関への協力要請に関すること	応急復旧	●									有	
			処理計画策定に関すること	応急復旧		●								有	
応急仮設住宅及び災害公営住宅に関すること	応急復旧								●		有	可			
公営住宅の被害調査及び応急修理に関すること	応急復旧							●			有	可			
被災後の都市計画及び復興計画に関すること	通常									●					
応急危険度判定実施本部の設置に関すること	応急復旧								●		有				
応急危険度判定業務の準備・実施に関すること	応急復旧								●		有	可			
応急仮設住宅建設建設戸数の調整に関すること	応急復旧									●	有	可			
被災住宅の応急措置に関すること	応急復旧									●	有	可			
応急仮設住宅建設要望調査を県に提出に関すること	応急復旧									●	有				
市営住宅への被災者受入れに関すること	応急復旧									●	有	可			
応急仮設住宅への入居手続きに関すること	応急復旧									●	有	可			

課	対策部	対策班	業務名	業務種別	業務開始目標時期（以内）							夜間帯の業務従事の有無	応援受入の可否								
					第1局面	第2局面	第3局面	第4局面	第5局面	第6局面											
					3時間	2.4時間	3日	1週間	2週間	1か月											
学校教育課	教育対策部	学校教育班	学校関係施設の被害調査及び対策に関すること	応急復旧	●																
			児童及び生徒の避難に関すること	応急復旧	●																
			児童及び生徒の被災状況の調査に関すること	応急復旧		●															
			避難所の建物の利用の可否決定し、本部へ報告に関すること	応急復旧		●															
			避難所の開設、避難者の受入に関すること	応急復旧		●															
			救護物資等の受領に関すること	応急復旧			●														
			被災児童生徒の救護及び応急教育に関すること	応急復旧					●												
			避難所の運営のための調整・支援に関すること	応急復旧			●														
			教職員の動員に関すること	応急復旧			●														
			学用品等の配布に関すること	応急復旧				●													
			被災者及び避難者への炊出しに関すること	応急復旧				●													
			学校、児童保育の再開に関すること	通常								●									
			避難所（文化センター等）の開設に関すること	応急復旧				●													
			避難所の開設・運営支援に関すること	応急復旧				●													
救護物資等の受領に関すること	応急復旧					●															
文化財の被害調査に関すること	応急復旧																				
社会教育施設の被害調査に関すること	応急復旧							●													
避難所の運営のための調整・支援に関すること	応急復旧																				
社会教育、社会体育及びスポーツ等の再開に関すること	通常																	●			

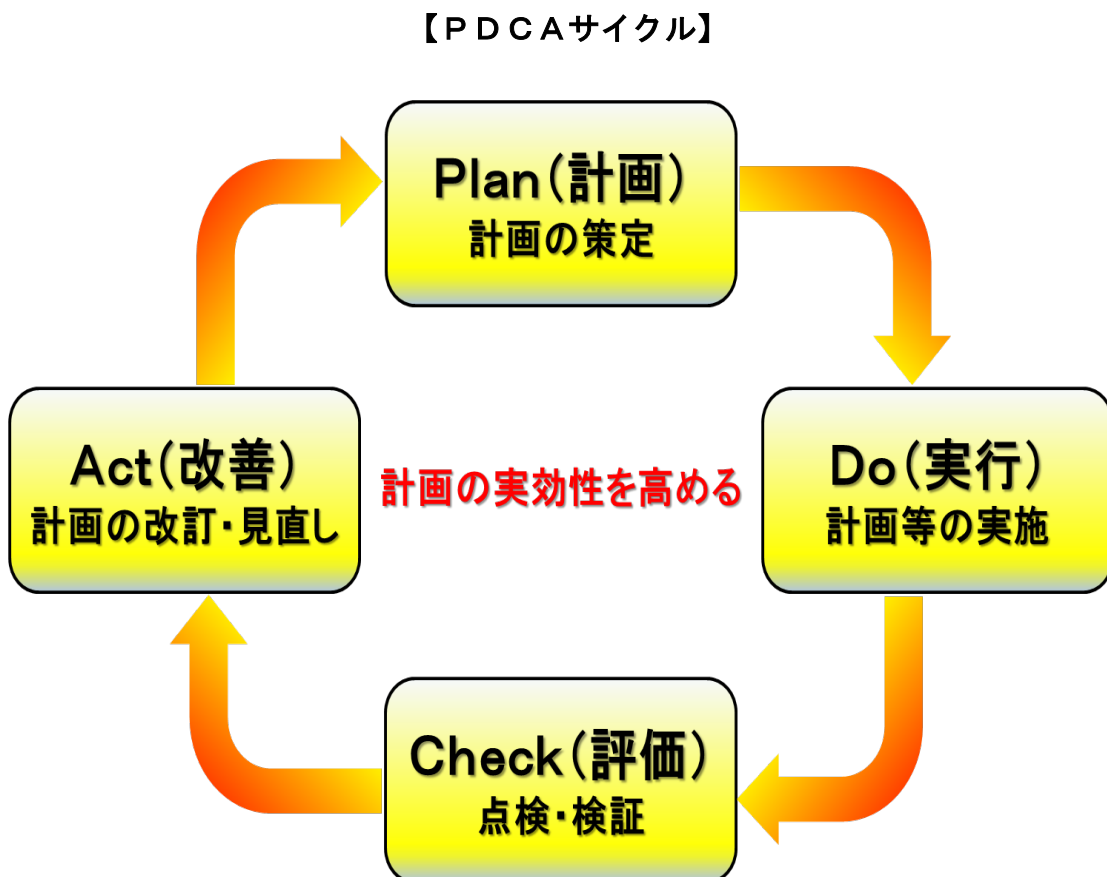
第7章 業務継続マネジメント（BCM）

1 業務継続マネジメント（BCM）の重要性

業務継続計画の実効性を高めるには、訓練等を通じた検証を行い、その都度見直しを行う等、継続的に計画の運用・管理を図る「業務継続マネジメント」（BCM：Business Continuity Management）に取り組むことが重要である。

2 PDCAサイクル

業務継続マネジメント（BCM）とは、PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルに沿った継続的な計画の改善であり、今後は、PDCAサイクルに基づき、業務継続計画の妥当性や実効性について、マニュアルの作成・見直しやそれに基づく訓練を実施する際に、継続的に点検し、必要に応じて改善を図っていく。



3 業務継続計画の推進

(1) 訓練等の実施

- ア 各種の災害対応訓練等を利用し、初動対応や非常時優先業務の実施手順等の確認を行う。
- イ 危機管理課で作成するいすみ市災害時初動マニュアル、各課で作成するマニュアルを災害時に協同して当該業務を担う関係課等にも周知し、共通認識を持つことで、災害時のスムーズな業務の遂行を目指す。
- ウ 人事異動があるごとに、各所属長は「非常時優先業務 事務分担表」を見直し、各職員の役割を明確にすることで、職員一人ひとりの意識啓発につなげる。

(2) 業務継続計画等の点検・見直し

- ア 今後、各種マニュアルの整備による業務の具体化や訓練を通じた点検により、課題や改善点が明らかになったときは、業務継続計画及び各種マニュアルの見直しを行っていく。
- イ 訓練等を通じて業務継続計画の点検・見直しを行うときには、次の事項を検証する。
 - (ア) 安否確認
 - (イ) 職員の応援体制
 - (ウ) 業務の優先度
 - (エ) 業務の開始目標時期及び実施期間
 - (オ) 業務内容
 - (カ) 業務に必要な人員 等

(3) 業務継続計画の推進体制

- ア 業務継続マネジメント（BCM）は、市役所全体として取り組むことが必要であり、その中心となる組織として「関係各課等で構成する推進部会」を設置し、業務継続計画を推進していく。
- イ 関係各課等で構成する推進部会は、平時から課題改善状況や研修・訓練の実施状況等の進行管理を行い、必要に応じ、見直しを行う等、計画の改善・定着を図る。

いすみ市業務継続計画（BCP）

平成30年 3月策定

令和 7年 5月改訂

令和 8年 4月改訂

発行 いすみ市

編集 危機管理課

〒298-8501 いすみ市大原7400番地1

TEL (0470) 62-2000

FAX (0470) 63-1252